

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年6月24日 13時45分ごろ
発生場所	京都府京丹後市遊漁港 ^{あそび} 三津港島堤灯台から真方位222°645m付近 (概位 北緯35°42.5′ 東経135°03.6′)
事故の概要	プレジャーボート進漁丸 ^{しんりょう} は、入航中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 進漁丸、3.35トン
船舶番号、船舶所有者等	KT3-11646（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、本船の所有権移転に伴う回航の目的で、入航しようと遊漁港に向けて東進中、‘同漁港西方の防波堤にある開口部のうち最も南側の開口部’（以下「本件開口部」という。）に進入したところ、衝撃を受けて機関が停止した。</p> <p>船長は、新しい所有者から回航を依頼されて乗り組んでおり、遊漁港に入航するのが初めてであったので、本件開口部に浅所があること及び本件開口部の北方にある開口部が遊漁港への水路であることを知らなかった。</p> <p>本件開口部は、幅が約20mであり、防波堤に進入できないことを表示した注意書き等はなかった。</p> <p>船長は、事前に陸路で現地に赴き、水路調査を行っておけば良かったと本事故後に思った。</p> <p>本船は、本事故当時、船舶検査証書を受有していなかった。</p>
分析	<p>本船は、遊漁港に向けて入航中、船長が、本件開口部に浅所があることを知らなかったことから、本件開口部に進入し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、船舶検査を受けておらず、航行の用に供してはならなかった。</p>
原因	本事故は、本船が、遊漁港に向けて入航中、船長が本件開口部に浅所があることを知らなかったため、本件開口部に進入し、浅所に乗り

	揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 事前に航行予定海域の水路調査を十分に行うこと。・ 船舶検査を受けていない船舶は、航行の用に供してはならない。